

大 個 審 第 3 8 号  
( 答 申 第 2 5 0 号 )  
平成 2 5 年 2 月 1 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 2 5 年 1 月 2 2 日付け障地第 2665 号及び障生第 2150 号で諮問のありました「業務管理体制データ管理システム」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する個人情報の目的外提供及び同条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制届出書に記載される代表者及び法令遵守責任者の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、業務管理体制データ管理システム（以下「本システム」という。）におけるセキュリティ措置など個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムの不正使用を防止するため、本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。また、アクセスした職員名及び日時等を記録する管理簿を備え付けるなど、適正な管理に努めること。
- 3 本システムにより個人情報が目的外提供及びオンライン提供される本人に対し、本システムの趣旨、提供される個人情報の内容、範囲及び利用について、あらゆる機会を通じて十分周知し、本人の同意を得るよう努めること。
- 4 今後、本システムの内容が変更され、収集・提供する個人情報の範囲若しくは提供される機関・団体の範囲を拡大する等の場合は、事前に、改めて本審議会に諮問すること。